

岡山労働局発表
令和6年12月20日(金)

岡山労働局職業安定部職業対策課
照会先：職業対策課長 大崎 雅也
職業対策課長補佐 平松 京子
地方障害者雇用担当官 松本 康美
電話：086-801-5108

令和6年障害者雇用状況の集計結果（令和6年6月1日現在）

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、同法では、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めています。

岡山労働局では、今般、岡山県内に本社を置く民間企業及び公的機関について、令和6年6月1日現在における同報告を集計し、その結果をとりまとめました。

集計結果の主なポイント

【民間企業】（法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%）

- 雇用障害者数は7,903.0人（対前年比で273.5人の増加）
- 全体の実雇用率は2.58%（前年と同数値）
- 法定雇用率を達成している企業の割合は50.8%（対前年比で5.2ポイント低下）
- 実雇用率（全国2.41%）、法定雇用率達成企業の割合（全国46.0%）ともに全国数値を上回った

【公的機関】

- 県の2機関（法定雇用率が2.8%）は、すべての機関が法定雇用率を達成
- 市町村等の47機関（同2.8%）のうち33機関が法定雇用率を達成
- 県等の3機関（同2.7%）は、すべての機関が法定雇用率を達成
- 独立行政法人等の6法人（同2.8%）のうち4法人が法定雇用率を達成
※本年3月までの法定雇用率はそれぞれ2.6%、2.5%

このような状況を踏まえ、岡山労働局としては、

- ・ 民間企業については、その取組状況に応じた雇用率達成指導を実施
- ・ 公的機関等については、民間に率先垂範して法定雇用率を達成する立場にあることから厳正な達成指導を実施

【結果の概要】

1 民間企業における雇用状況

◎ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- 民間企業（常用労働者数が40.0人以上規模の企業；法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は7,903.0人で、前年（7,629.5人）から273.5人増加した。
- 雇用者のうち、身体障害者は3,708.5人、知的障害者は2,475.5人、精神障害者は1,719.0人であった。
- 実雇用率は2.58%（前年は2.58%）、法定雇用率達成企業の割合は50.8%（同56.0%）であった。
〈総括表1、別紙1、別紙2参照〉

◎ 企業規模別の状況

- 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では、231.5人であった。また、従来から報告対象であった規模別でみると、43.5～100人未満規模で1360.5人（前年は1,508.0人）、100～300人未満で1,982.0人（同2,027.0人）、300～500人未満で785.5人（同740.5人）、500～1,000人未満で1,080.0人（同1,051.0人）、1,000人以上で2,463.5人（同2,303.0人）であった。
- 実雇用率（民間企業全体：2.58%）は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模では5.32%であった。また、従来から報告対象であった43.5～100人未満で2.35%（前年は2.79%）、100～300人未満で2.60%（同2.68%）、300～500人未満で2.44%（同2.29%）、500～1,000人未満で2.61%（同2.59%）、1,000人以上2.60%（同2.47%）と、300～500人未満規模企業、500～1,000人未満規模企業、1,000人以上規模企業が前年より上昇した。
なお、100～300人未満規模企業、500～1,000人未満規模企業、1,000人以上規模企業が法定雇用率を上回っている。
- 法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった40.0～43.5人未満規模企業では37.1%であった。また、従来から報告対象であった規模でみると、43.5～100人未満が50.1%（前年は53.1%）、100～300人未満が54.3%（同59.8%）、300～500人未満が52.6%（同51.6%）、500～1,000人未満が46.0%（同61.3%）、1,000人以上が62.9%（同71.4%）であった。
〈別紙1、別紙2参照〉

◎ 産業別の状況

- 産業別の雇用されている障害者の数は、「農・林・漁業」が96.5人、「建設業」が152.0人、「製造業」が1,680.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が12.0人、「情報通信業」が102.5人、「運輸業・郵便業」が481.5人、「卸売業・小売業」が1,395.5人、「金融業・保険業」が177.0人、「不動産業・物品賃貸業」が69.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が85.5人、「宿泊業・飲食サービス業」が149.5人、「生活関連サービス業・娯楽業」が84.5人、「教育、学習支援業」が695.0人、「医療・福祉業」が2,009.5人、「複合サービス業」が96.0人、「サービス業（他に分類されないもの）」が616.5人であった。
- 実雇用率については「農・林・漁業」（10.19%）、「医療・福祉」（3.47%）、「サービス業（他に分類されないもの）」（2.52%）の3業種は法定雇用率を上回っている。
〈別紙1、別紙2参照〉

2 地方公共団体における在職状況

- ◎ 地方公共団体の機関（法定雇用率2.8%）に在籍している障害者の数は820.5人、実雇用率は2.82%であった。（49機関中35機関が達成）
法定雇用率達成機関の割合は71.4%と全国平均72.3%を下回っている。
〈総括表2(1)(2)、別紙3別紙4参照〉

◎ 地方公共団体の機関（法定雇用率2.7%）に在籍している障害者の数は336.5人、実雇用率は2.80%であった。（3機関中3機関が達成）

すべての機関で法定雇用率を達成。法定雇用率達成機関の割合は全国平均では53.8%となっている。

〈総括表 2 (3)、別紙 3、別紙 4 参照〉

3 独立行政法人等における在職状況

◎ 独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は135.5人、実雇用率は2.73%であった。

（6法人中4法人が達成）

法定雇用率達成法人の割合は66.7%と全国平均76.4%を下回っている。

〈総括表 3、別紙 5 参照〉

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成企業の数/企業数	⑤達成割合
民間企業	306,839.0 人 (295,545.0 人)	7,903.0 人 (7,629.5 人)	2.58% (2.58 %)	872 / 1,718 (859 / 1,535)	50.8 % (56.0 %)

()内は前年6月1日現在の数値

2 地方公共団体における在職状況

(1) 県の機関(法定雇用率2.8%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤達成割合
計	5,134.5 人 (5,137.5 人)	146.5 人 (148.0 人)	2.85 % (2.88 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)
岡山県知事部局	4,486.5 人 (4,488.5 人)	127.5 人 (129.0 人)	2.84 % (2.87 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
岡山県警察	648.0 人 (649.0 人)	19.0 人 (19.0 人)	2.93 % (2.93 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)

()内は前年6月1日現在の数値

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%) ※2.8%が適用される市町教育委員会を含む

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤達成割合
市町村等の機関	23,929.5 人 (24,076.5 人)	674.0 人 (644.5 人)	2.82 % (2.68 %)	33 / 47 (36 / 45)	70.2 % (80.0 %)

※市町村等の機関のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

()内は前年6月1日現在の数値

(3) 法定雇用率2.7%が適用される県等の教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成機関の数/機関数	⑤達成割合
計	12,021.5 人 (12,029.0 人)	336.5 人 (316.5 人)	2.80 % (2.63 %)	3 / 3 (3 / 3)	100.0 % (100.0 %)
岡山県教育委員会	10,302.0 人 (10,344.0 人)	286.0 人 (271.0 人)	2.78 % (2.62 %)	1 / 1 (1 / 1)	100.0 % (100.0 %)
市町教育委員会	1,719.5 人 (1,685.0 人)	50.5 人 (45.5 人)	2.94 % (2.70 %)	2 / 2 (2 / 2)	100.0 % (100.0 %)

()内は前年6月1日現在の数値

3 独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④法定雇用率達成法人の数	⑤達成割合
独立行政法人等	4,958.5 人 (4,922.0 人)	135.5 人 (138.5 人)	2.73 % (2.81 %)	4 / 6 (5 / 6)	66.7 % (83.3 %)

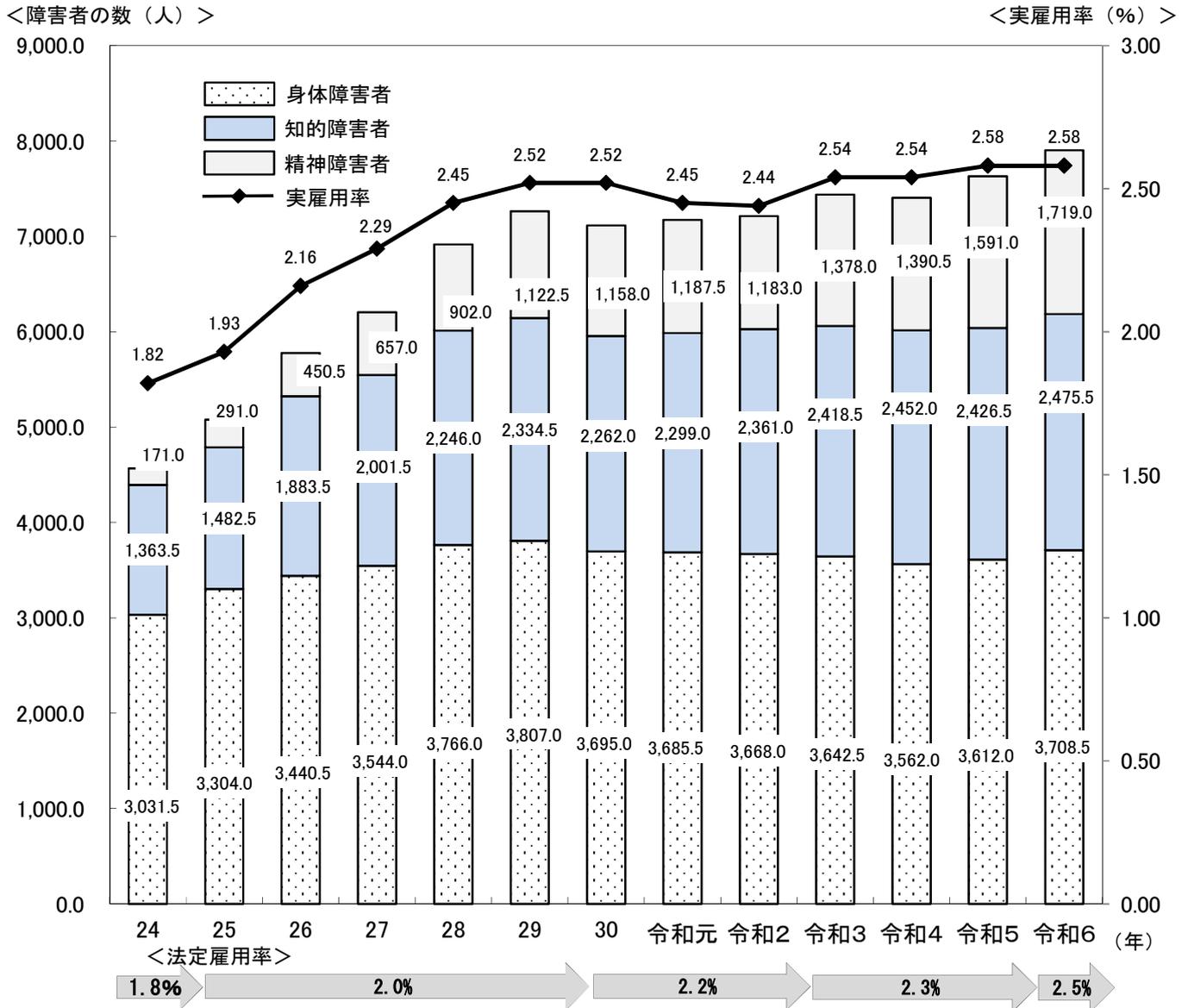
※独立行政法人等のうち未達成であった法人のうちの1機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

()内は前年6月1日現在の数値

- 注 1 1及び3の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。
- 5 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号までの法人、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。
- 6 特例承認・特例認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年まで56人以上規模、平成25年から平成29年は50人以上規模、平成30年からは45.5人以上規模、令和3年からは43.5人以上、令和6年以降は40人以上規模）の企業についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
 平成18年～平成22年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）
 平成23年～令和5年 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

注3：平成16年4月、除外率制度の縮小（10%カット）

注4：平成22年7月、短時間労働者の対象拡大、除外率制度の縮小（10%カット）

民間企業における障害者の雇用状況

(別紙1)

岡山労働局職業対策課
令和6年6月1日現在

民間企業における雇用状況

項目	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者	F.計 A×2+B+C+(D+E)×0.5				
産業別	企業	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%	
計	1,718 (1,535)	306,839.0 (295,545.0)	1,492 (1,454)	840 (931)	3,693 (3,486)	564 (609)	208 (-)	7,903.0 (7,629.5)	2.58 (2.58)	872 (859)	50.8 (56.0)	
農・林・漁業	11 (8)	947.0 (775.5)	22 (20)	7 (9)	42 (35)	5 (7)	2 (-)	96.5 (87.5)	10.19 (11.28)	8 (7)	72.7 (87.5)	
鉱業・採石業・砂利採取業	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	- (-)	
建設業	71 (61)	7,428.0 (6,958.0)	34 (32)	7 (8)	75 (72)	2 (2)	2 (-)	152.0 (145.0)	2.05 (2.08)	39 (36)	54.9 (59.0)	
製造業	473 (427)	67,809.5 (65,007.0)	356 (364)	60 (56)	882 (851)	39 (36)	13 (-)	1,680.0 (1,653.0)	2.48 (2.54)	267 (270)	56.4 (63.2)	
電気・ガス・熱供給・水道業	6 (4)	662.0 (465.0)	3 (2)	0 (0)	5 (4)	1 (1)	1 (-)	12.0 (8.5)	1.81 (1.83)	2 (2)	33.3 (50.0)	
情報通信業	49 (47)	6,640.5 (6,531.5)	22 (23)	2 (2)	56 (52)	0 (1)	1 (-)	102.5 (100.5)	1.54 (1.54)	16 (19)	32.7 (40.4)	
運輸業・郵便業	106 (97)	19,619.0 (17,844.0)	94 (85)	17 (19)	261 (231)	24 (22)	7 (-)	481.5 (431.0)	2.45 (2.42)	60 (57)	56.6 (58.8)	
卸売業・小売業	258 (231)	60,736.5 (59,557.0)	212 (199)	172 (179)	667 (613)	166 (180)	99 (-)	1,395.5 (1,280.0)	2.30 (2.15)	107 (99)	41.5 (42.9)	
金融業・保険業	17 (17)	7,589.0 (7,700.0)	42 (37)	12 (14)	80 (72)	1 (2)	1 (-)	177.0 (161.0)	2.33 (2.09)	6 (6)	35.3 (35.3)	
不動産業・物品賃貸業	25 (20)	3,778.0 (3,379.5)	16 (16)	1 (0)	34 (29)	4 (4)	1 (-)	69.5 (63.0)	1.84 (1.86)	8 (8)	32.0 (40.0)	
学術研究・専門・技術サービス業	35 (30)	5,061.0 (4,830.0)	19 (21)	4 (2)	43 (38)	1 (1)	0 (-)	85.5 (82.5)	1.69 (1.71)	12 (13)	34.3 (43.3)	
宿泊業・飲食サービス業	51 (41)	6,693.5 (6,031.5)	22 (21)	5 (4)	87 (76)	25 (17)	2 (-)	149.5 (130.5)	2.23 (2.16)	27 (25)	52.9 (61.0)	
生活関連サービス業・娯楽業	49 (37)	3,900.5 (3,193.5)	19 (16)	5 (7)	38 (39)	3 (3)	4 (-)	84.5 (79.5)	2.17 (2.49)	19 (19)	38.8 (51.4)	
教育、学習支援業	38 (35)	29,227.0 (28,843.0)	138 (137)	22 (25)	384 (362)	16 (12)	10 (-)	695.0 (667.0)	2.38 (2.31)	10 (14)	26.3 (40.0)	
医療・福祉	390 (365)	57,872.5 (56,968.5)	367 (363)	442 (528)	691 (675)	231 (272)	54 (-)	2,009.5 (2,065.0)	3.47 (3.62)	221 (225)	56.7 (61.6)	
複合サービス事業	8 (8)	4,399.5 (4,483.0)	15 (16)	12 (8)	52 (58)	4 (4)	0 (-)	96.0 (100.0)	2.18 (2.23)	4 (5)	50.0 (62.5)	
サービス業(他に分類されないもの)	131 (107)	24,475.5 (22,978.0)	111 (102)	72 (70)	296 (279)	42 (45)	11 (-)	616.5 (575.5)	2.52 (2.50)	66 (54)	50.4 (50.5)	
従業員規模別	300人未満	1,525 (1,343)	138,465.5 (129,461.5)	659 (644)	554 (638)	1,510 (1,433)	322 (352)	62 (-)	3,574.0 (3,535.0)	2.58 (2.73)	771 (747)	50.6 (55.6)
	40.0～100人未満	1,024 (845)	62,170.5 (53,965.5)	237 (221)	397 (420)	604 (544)	211 (204)	23 (-)	1,592.0 (1,508.0)	2.56 (2.79)	499 (449)	48.7 (53.1)
	100～300人未満	501 (498)	76,295.0 (75,496.0)	422 (423)	157 (218)	906 (889)	111 (148)	39 (-)	1,982.0 (2,027.0)	2.60 (2.68)	272 (298)	54.3 (59.8)
	300人以上	193 (192)	168,373.5 (166,083.5)	833 (810)	286 (293)	2,183 (2,053)	242 (257)	146 (-)	4,329.0 (4,094.5)	2.57 (2.47)	101 (112)	52.3 (58.3)
	300～500人未満	95 (95)	32,130.5 (32,372.0)	172 (161)	39 (43)	381 (360)	27 (31)	16 (-)	785.5 (740.5)	2.44 (2.29)	50 (49)	52.6 (51.6)
	500～1,000人未満	63 (62)	41,456.5 (40,629.0)	207 (216)	60 (54)	568 (549)	46 (32)	30 (-)	1,080.0 (1,051.0)	2.61 (2.59)	29 (38)	46.0 (61.3)
	1,000人以上	35 (35)	94,786.5 (93,082.5)	454 (433)	187 (196)	1,234 (1,144)	169 (194)	100 (-)	2,463.5 (2,303.0)	2.60 (2.47)	22 (25)	62.9 (71.4)

全国の状況

全 国	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定基礎となる労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A.重度身体障害者及び重度知的障害者	B.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者	C.重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者	D.重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者	E.重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者	F.計 A×2+B+C+(D+E)×0.5			
計	117,239 (108,202)	28,162,399.0 (27,523,661.0)	130,135 (127,318)	54,411 (51,629)	336,004 (315,985)	39,558 (39,856)	13,995 (-)	677,461.5 (642,178.0)	2.41 (2.33)	53,875 (54,239)	46.0 (50.1)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模40.0人以上のもの。(民間企業における法定雇用率2.5%)
- 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

障害種別の雇用状況

(別紙2)

岡山労働局職業対策課
令和6年6月1日現在

民間企業における雇用状況

項目	①障害者の数	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度身体障害者	b.重度身体障害者である短時間労働者	c.重度以外の身体障害者	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者	e.重度身体障害者である特定短時間労働者	f.計 a×2+b+c+d+e)×0.5	a.重度知的障害者	b.重度知的障害者である短時間労働者	c.重度以外の知的障害者	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者	e.重度知的障害者である特定短時間労働者	f.計 a×2+b+c+d+e)×0.5	c.精神障害者	d.精神障害者である短時間労働者	e.精神障害者である特定短時間労働者	f.計 c+d+e×0.5	
計	7,903.0 (7,629.5)	1,028 (1,006)	188 (212)	1,306 (1,261)	244 (254)	73 (-)	3,708.5 (3,612.0)	464 (448)	155 (168)	1,227 (1,185)	320 (355)	11 (-)	2,475.5 (2,426.5)	1,160 (1,040)	497 (551)	124 (-)	1,719.0 (1,591.0)	
農・林・漁業	96.5 (87.5)	3 (3)	0 (2)	7 (5)	3 (5)	0 (-)	14.5 (15.5)	19 (17)	2 (1)	17 (12)	2 (2)	0 (-)	58.0 (48.0)	18 (18)	5 (6)	2 (-)	24.0 (24.0)	
鉱業・採石業・砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	
建設業	152.0 (145.0)	33 (32)	2 (2)	53 (49)	2 (2)	1 (-)	122.5 (116.0)	1 (0)	1 (2)	4 (6)	0 (0)	0 (-)	7.0 (8.0)	18 (17)	4 (4)	1 (-)	22.5 (21.0)	
製造業	1,680.0 (1,653.0)	270 (280)	18 (15)	310 (304)	23 (23)	4 (-)	881.5 (890.5)	86 (84)	5 (2)	347 (339)	16 (13)	0 (-)	532.0 (515.5)	225 (208)	37 (39)	9 (-)	266.5 (247.0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	12.0 (8.5)	3 (2)	0 (0)	4 (4)	1 (1)	0 (-)	10.5 (8.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	1 (0)	0 (0)	1 (-)	1.5 (0.0)	
情報通信業	102.5 (100.5)	20 (21)	2 (2)	31 (31)	0 (1)	0 (-)	73.0 (75.5)	2 (2)	0 (0)	4 (5)	0 (0)	0 (-)	8.0 (9.0)	21 (16)	0 (0)	1 (-)	21.5 (16.0)	
運輸業・郵便業	481.5 (431.0)	79 (75)	9 (9)	141 (131)	14 (10)	1 (-)	315.5 (295.0)	15 (10)	0 (2)	59 (47)	10 (12)	0 (-)	94.0 (75.0)	61 (53)	8 (8)	6 (-)	72.0 (61.0)	
卸売業・小売業	1,395.5 (1,280.0)	168 (156)	35 (48)	181 (180)	84 (89)	32 (-)	610.0 (584.5)	44 (43)	8 (10)	250 (240)	82 (91)	2 (-)	388.0 (381.5)	236 (193)	129 (121)	65 (-)	397.5 (314.0)	
金融業・保険業	177.0 (161.0)	30 (28)	5 (6)	31 (28)	2 (1)	0 (-)	96.5 (91.0)	12 (9)	1 (1)	5 (5)	0 (0)	0 (-)	30.0 (24.0)	44 (39)	6 (7)	1 (-)	50.5 (46.0)	
不動産業・物品賃貸業	69.5 (63.0)	15 (15)	0 (0)	9 (8)	1 (1)	1 (-)	40.0 (38.5)	1 (1)	0 (0)	12 (9)	3 (3)	0 (-)	15.5 (12.5)	13 (12)	1 (0)	0 (-)	14.0 (12.0)	
学術研究・専門・技術サービス業	85.5 (82.5)	17 (19)	2 (2)	22 (20)	1 (1)	0 (-)	58.5 (60.5)	2 (2)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	0 (-)	9.0 (8.0)	16 (14)	2 (0)	0 (-)	18.0 (14.0)	
宿泊業・飲食サービス業	149.5 (130.5)	21 (17)	0 (1)	21 (18)	8 (8)	0 (-)	67.0 (57.0)	1 (4)	1 (1)	16 (18)	17 (9)	0 (-)	27.5 (31.5)	50 (40)	4 (2)	2 (-)	55.0 (42.0)	
生活関連サービス業・娯楽業	84.5 (79.5)	11 (8)	3 (3)	18 (16)	2 (3)	2 (-)	45.0 (36.5)	8 (8)	0 (2)	12 (14)	1 (0)	0 (-)	28.5 (32.0)	8 (9)	2 (2)	2 (-)	11.0 (11.0)	
教育・学習支援業	695.0 (667.0)	70 (69)	4 (4)	69 (67)	8 (6)	4 (-)	219.0 (212.0)	68 (68)	9 (10)	167 (163)	8 (6)	3 (-)	317.5 (312.0)	148 (132)	9 (11)	3 (-)	158.5 (143.0)	
医療・福祉	2,009.5 (2,065.0)	197 (196)	93 (104)	273 (266)	122 (82)	26 (-)	811.0 (803.0)	170 (167)	109 (119)	250 (245)	155 (190)	5 (-)	779.0 (793.0)	168 (164)	240 (305)	23 (-)	419.5 (469.0)	
複合サービス事業	96.0 (100.0)	13 (15)	2 (1)	26 (26)	3 (2)	0 (-)	55.5 (58.0)	2 (1)	3 (3)	10 (11)	1 (2)	0 (-)	17.5 (17.0)	16 (21)	7 (4)	0 (-)	23.0 (25.0)	
サービス業(他に分類されないもの)	616.5 (575.5)	78 (70)	13 (13)	110 (108)	17 (18)	2 (-)	288.5 (270.0)	33 (32)	16 (15)	69 (67)	25 (27)	1 (-)	164.0 (159.5)	117 (104)	43 (42)	8 (-)	164.0 (146.0)	
従業員規模別	300人未満	3,574.0 (3,535.0)	425 (415)	119 (123)	646 (628)	122 (126)	20 (1,644.0)	1,686.0 (1,644.0)	234 (229)	129 (140)	469 (459)	200 (226)	5 (-)	1,168.5 (1,170.0)	395 (346)	306 (375)	37 (-)	719.5 (721.0)
	40.0～100人未満	1,592.0 (1,508.0)	164 (150)	80 (76)	279 (265)	72 (72)	9 (-)	727.5 (677.0)	73 (71)	102 (86)	179 (152)	139 (132)	1 (-)	497.0 (446.0)	146 (127)	215 (258)	13 (-)	367.5 (385.0)
	100～300人未満	1,982.0 (2,027.0)	261 (265)	39 (47)	367 (363)	50 (54)	11 (-)	958.5 (967.0)	161 (158)	27 (54)	290 (307)	61 (4)	4 (-)	671.5 (724.0)	249 (219)	91 (117)	24 (-)	352.0 (336.0)
	300人以上	4,329.0 (4,094.5)	603 (591)	69 (89)	660 (633)	122 (128)	53 (-)	2,022.5 (1,968.0)	230 (219)	26 (28)	758 (726)	120 (129)	6 (-)	1,307.0 (1,256.5)	765 (694)	191 (176)	87 (-)	999.5 (870.0)
	300～500人未満	785.5 (740.5)	142 (132)	13 (11)	158 (151)	17 (18)	3 (-)	465.0 (435.0)	30 (29)	5 (8)	115 (116)	10 (13)	2 (-)	186.0 (188.5)	108 (93)	21 (24)	11 (-)	134.5 (117.0)
500～1,000人未満	1,080.0 (1,051.0)	162 (170)	17 (19)	180 (182)	18 (15)	18 (-)	539.0 (548.5)	45 (46)	3 (3)	218 (203)	28 (17)	1 (-)	325.5 (306.5)	170 (164)	40 (32)	11 (-)	215.5 (196.0)	
1,000人以上	2,463.5 (2,303.0)	299 (289)	39 (59)	322 (300)	87 (95)	32 (-)	1,018.5 (984.5)	155 (144)	18 (17)	425 (407)	82 (99)	3 (-)	795.5 (761.5)	487 (437)	130 (120)	65 (-)	649.5 (557.0)	

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。
 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
 3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
 5 対象企業は県内に本社を置く企業で、従業員規模40.0人以上のもの。(民間企業における法定雇用率2.5%)
 6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

地方公共団体の機関における在職状況

岡山労働局職業対策課
令和6年6月1日現在

地方公共団体の機関の状況

	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重 度知的 障害者	B. 重度身 体障害 者、重 度知的 障害者 及び精 神障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者 である 短時間 勤務職 員	E. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者及び 精神障 害者 である 特定短 時間勤 務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$			
岡山県	機関 49 (47)	人 29,064.0 (29,214.0)	人 212 (211)	人 44 (29)	人 341 (335)	人 22 (13)	人 1 (-)	人 820.5 (792.5)	% 2.82 (2.71)	機関 35 (38)	% 71.4 (80.9)
2.8%が適用 される機関	機関 3 (3)	人 12,021.5 (12,029.0)	人 81 (78)	人 4 (2)	人 169 (157)	人 3 (3)	人 0 (-)	人 336.5 (316.5)	% 2.80 (2.63)	機関 3 (3)	% 100.0 (100.0)

※2.8%が適用される機関のうち未達成であった機関のうちの5機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

全国の状況

	① 機関数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 職員数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 $F \div ② \times 100$	⑤ 法定雇用 率達成機 関の数	⑥ 法定雇用 率達成機 関の割合
			A. 重度身 体障害者 及び重 度知的 障害者	B. 重度身 体障害 者、重 度知的 障害者 及び精 神障害 者であ る短時 間勤務 職員	C. 重度以 外の身 体障害 者、知 的障害 者及び 精神障 害者	D. 重度以 外の身 体障害 者及び 知的障 害者 である 短時間 勤務職 員	E. 重度身 体障害 者及び 重度知 的障害 者及び 精神障 害者 である 特定短 時間勤 務職員	F. 計 $A \times 2 + B + C + (D + E) \times 0.5$			
全国	機関 2,656 (2,623)	人 1,724,459.5 (1,713,256.5)	人 10,987 (10,828)	人 2,393 (2,145)	人 23,114 (21,634)	人 1,718 (1,608)	人 248 (-)	人 48,464.0 (46,239.0)	% 2.81 (2.70)	機関 1,919 (2,062)	% 72.3 (78.6)
2.8%が適用 される機関	機関 93 (95)	人 728,083.5 (726,615.5)	人 3,979 (3,907)	人 793 (698)	人 8,680 (8,262)	人 482 (450)	人 94 (-)	人 17,719.0 (16,999.0)	% 2.43 (2.34)	機関 50 (64)	% 53.8 (67.4)

※2.8%が適用される機関のうち未達成であった機関のうちの182機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

※2.7%が適用される機関のうち未達成であった機関のうちの7機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

注1 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。それ以外の機関は、法定雇用率2.8%が適用される。

注2 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

注3 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。

ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。

注4 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。

注5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

公的機関における在職状況

(別紙4)

岡山労働局職業対策課
令和6年6月1日現在

1 県の機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	5,134.5	146.5	2.85	0.0	
岡山県(知事部局)	4,486.5	127.5	2.84	0.0	特例認定あり 注4
岡山県警察	648.0	19.0	2.93	0.0	

2 教育委員会の状況

法定雇用率2.7%	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
岡山県教育委員会	10,302.0	286.0	2.78	0.0	
合計	1,719.5	50.5	2.94	0.0	
倉敷市教育委員会	1,445.5	43.5	3.01	0.0	
玉野市教育委員会	274.0	7.0	2.55	0.0	

法定雇用率2.8%	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	1,869.0	43.0	2.30	6.5	
津山市教育委員会	91.5	2.0	2.19	0.0	
井原市教育委員会	192.5	5.0	2.60	0.0	
総社市教育委員会	290.0	7.0	2.41	1.0	注5①
瀬戸内市教育委員会	160.0	3.0	1.88	1.0	注5②
赤磐市教育委員会	188.5	5.0	2.65	0.0	
真庭市教育委員会	179.0	5.5	3.07	0.0	
浅口市教育委員会	197.0	1.5	0.76	3.5	
美作市教育委員会	193.0	6.0	3.11	0.0	
和気町教育委員会	132.0	4.0	3.03	0.0	
矢掛町教育委員会	65.5	1.0	1.53	0.0	
鏡野町教育委員会	58.5	1.0	1.71	0.0	
勝央町教育委員会	54.0	0.0	0.00	1.0	
早島町教育委員会	67.5	2.0	2.96	0.0	

3 市町等の機関の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	22,060.5	631.0	2.86	18.0	
岡山市	8,601.0	263.0	3.06	0.0	特例認定あり 注4
倉敷市	3,069.5	89.0	2.90	0.0	
津山市	818.5	18.5	2.26	3.5	
玉野市	439.0	11.5	2.62	0.5	
笠岡市	585.5	16.0	2.73	0.0	特例認定あり 注4
井原市	399.0	10.0	2.51	1.0	注5③
総社市	452.0	15.0	3.32	0.0	
高梁市	736.5	20.5	2.78	0.0	特例認定あり 注4
新見市	743.0	19.5	2.62	0.5	特例認定あり 注4、注5④
備前市	949.0	24.5	2.58	1.5	特例認定あり 注4、注5⑤
瀬戸内市	468.5	13.0	2.77	0.0	
赤磐市	428.0	12.0	2.80	0.0	
真庭市	703.5	21.0	2.99	0.0	
美作市	463.5	13.0	2.80	0.0	
浅口市	241.0	4.0	1.66	2.0	
和気町	193.0	5.0	2.59	0.0	
早島町	112.0	3.0	2.68	0.0	
里庄町	151.5	4.0	2.64	0.0	特例認定あり 注4
矢掛町	337.0	9.0	2.67	0.0	特例認定あり 注4
鏡野町	332.0	11.5	3.46	0.0	
勝央町	171.0	5.0	2.92	0.0	
奈義町	92.5	2.0	2.16	0.0	
美咲町	334.5	12.5	3.74	0.0	特例認定あり 注4
久米南町	108.5	0.0	0.00	3.0	
西栗倉村	43.0	0.0	0.00	1.0	
吉備中央町	310.5	4.0	1.29	4.0	特例認定あり 注4
岡山市議会事務局	38.0	0.0	0.00	1.0	
倉敷市水道局	124.0	4.0	3.23	0.0	
津山市水道局	36.0	2.0	5.56	0.0	
倉敷市病院事業	141.0	4.0	2.84	0.0	
井原市病院事業	156.0	5.0	3.21	0.0	
瀬戸内市病院事業	108.5	4.0	3.69	0.0	
真庭市病院事業	92.5	3.5	3.78	0.0	
倉敷市競艇事業	81.5	2.0	2.45	0.0	

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 注4の機関は、特例認定を受けている。

特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。

5 ① 令和6年8月6日付け特例認定、総社市(認定地方機関)の実雇用率2.76%、不足0.0人で達成
 ② 令和6年7月1日時点実雇用率2.45%、不足0.0人で達成
 ③ 令和6年10月8日時点実雇用率3.02%、不足0.0人で達成
 ④ 令和6年11月1日時点実雇用率2.76%、不足0.0人で達成
 ⑤ 令和6年7月30日付け特例認定、実雇用率2.81%、不足0.0人で達成

独立行政法人等における雇用状況

岡山労働局職業対策課
令和6年6月1日現在

独立行政法人等の状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
合計	4,958.5	135.5	2.73	6.0	
国立大学法人岡山大学	3,487.5	99.5	2.85	0.0	
公立大学法人岡山県立大学	167.5	6.0	3.58	0.0	
地方独立行政法人岡山県精神科医療センター	253.5	8.0	3.16	0.0	
地方独立行政法人岡山市立総合医療センター	726.0	17.0	2.34	3.0	注4①
公立大学法人新見公立大学	81.5	2.0	2.45	0.0	
地方独立行政法人玉野医療センター	242.5	3.0	1.24	3.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0になることをもって法定雇用率達成となる。
- したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 ① 令和6年12月1日時点実雇用率2.82%、不足0.0人で達成

全国の状況

全国	① 法人数	② 法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 労働者数	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷② ×100	⑤ 法定雇用 率達成法 人の数	⑥ 法定雇用 率達成法 人の割合
			A.重度身 体障害者及 び重度知的 障害者	B.重度身 体障害者、重 度知的障害 者及び精神 障害者であ る短時間労 働者	C.重度以 外の身体障 害者、知的 障害者及び 精神障害者	D.重度以 外の身体障 害者及び知 識的障害者 である短時 間労働者	E.重度身 体障害者、 重度知的障 害者及び精 神障害者 である特定 短時間労働 者	F. 計 A×2+B+C+(D+E) ×0.5			
計	法人 373 (369)	人 471,294.0 (467,326.5)	人 2,923 (2,884)	人 627 (574)	人 6,767 (6,408)	人 273 (259)	人 85 (-)	人 13,419.0 (12,879.5)	% 2.85 (2.76)	法人 285 (308)	% 76.4 (83.5)
独立行政 法人等 (国立大学法人等を 除く)	法人 94 (93)	人 219,303.5 (218,020.5)	人 1,368 (1,375)	人 333 (309)	人 3,328 (3,147)	人 176 (177)	人 32 (-)	人 6,501.0 (6,294.5)	% 2.96 (2.89)	法人 80 (80)	% 85.1 (86.0)
国立大学 法人等	法人 86 (86)	人 150,869.0 (149,826.0)	人 1,020 (998)	人 108 (97)	人 2,089 (1,989)	人 31 (29)	人 28 (-)	人 4,266.5 (4,096.5)	% 2.83 (2.73)	法人 65 (77)	% 75.6 (89.5)
地方独立行政 法人等	法人 193 (190)	人 101,121.5 (99,480.0)	人 535 (511)	人 186 (168)	人 1,350 (1,272)	人 66 (53)	人 25 (-)	人 2,651.5 (2,488.5)	% 2.62 (2.50)	法人 140 (151)	% 72.5 (79.5)

※独立行政法人等(国立大学法人等を除く)のうち未達成であった法人のうちの9法人は、令和6年12月1日までに達成済み。

※国立大学法人等のうち未達成であった法人のうちの10法人は、令和6年12月1日までに達成済み。

※地方独立行政法人等のうち未達成であった法人のうちの27法人は、令和6年12月1日までに達成済み。

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。
- 4 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。
- 5 「独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第1号から第8号まで、「地方独立行政法人等」とは、同令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。)である。

区 分		雇用義務企業等の規模	法定雇用率
民間企業	一般の民間企業	40.0人以上規模の企業	2.5%
	特殊法人等	労働者数36.0人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等	2.8%
国、地方公共団体		36.0人以上規模の機関	2.8%
都道府県等の教育委員会		37.5人以上規模の機関	2.7%

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- ※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。
- ※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。
- ※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者(1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者)については、0.5人分としてカウントされる。

民間企業における障害者雇用状況

岡山労働局職業対策課

項目 年別	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者の数	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業の数	法定雇用率達成企業の割合(%)		備考
				岡山県	全国		岡山県	全国	
昭和52	634	114,694.0	1,846.0	1.61	1.09	406	64.0	52.8	雇用率 1.5%
53	605	111,350.0	1,903.0	1.71	1.11	373	61.7	52.1	
54	626	113,280.0	1,894.0	1.67	1.12	412	65.8	52.0	
55	627	115,167.0	2,019.0	1.75	1.13	428	68.3	51.6	
56	624	116,539.0	2,210.0	1.90	1.18	475	76.1	53.4	国際障害者年
57	630	118,245.0	2,344.0	1.98	1.22	491	77.9	53.8	
58	649	118,673.0	2,378.0	2.00	1.23	522	80.4	53.5	国連障害者の10年スタート
59	654	119,995.0	2,370.0	1.98	1.25	511	78.1	53.6	
60	675	123,555.0	2,376.0	1.92	1.26	513	76.0	53.5	
61	677	124,215.0	2,314.0	1.86	1.26	494	73.0	53.8	
62	692	126,055.0	2,345.0	1.86	1.25	499	72.1	53.0	
63	763	135,913.0	2,593.0	1.91	1.31	521	68.3	51.5	法改正 雇用率1.6%
平成元	776	139,632.0	2,674.0	1.92	1.32	532	68.6	51.6	
2	806	145,185.0	2,769.0	1.91	1.32	550	68.2	52.2	
3	848	152,261.0	2,888.0	1.90	1.32	570	67.2	51.8	
4	858	157,351.0	3,033.0	1.93	1.36	595	69.3	51.9	国連障害者年の10年終期
5	863	158,029.0	3,061.0	1.94	1.41	587	68.0	51.4	アジア太平洋障害者の10年スタート 障害者対策に関する新長期計画
6	895	163,631.0	3,068.0	1.87	1.44	595	66.5	50.4	
7	880	163,634.0	3,070.0	1.88	1.45	588	66.8	50.6	障害者プラン
8	878	164,443.0	3,039.0	1.85	1.47	583	66.4	50.5	
9	876	164,902.0	3,038.0	1.84	1.47	564	64.4	50.2	
10	893	166,442.0	3,039.0	1.83	1.48	573	64.2	50.1	法改正 知的障害者算入 雇用率 1.8% (10年7月1日)
11	964	168,457.0	3,041.0	1.81	1.49	574	59.5	44.7	
12	933	165,338.0	2,971.0	1.80	1.49	550	58.9	44.3	
13	935	166,725.0	3,004.0	1.80	1.49	539	57.6	43.7	
14	922	165,712.0	2,932.0	1.77	1.47	498	54.0	42.5	アジア太平洋障害者の10年終期 新障害者プラン (14年12月24日)
15	916	165,393.0	2,906.0	1.76	1.48	490	53.5	42.5	
16	978	180,798.0	2,950.0	1.63	1.46	485	49.6	41.7	除外率制度の縮小 (10%カット)
17	980	191,896.0	3,219.0	1.68	1.49	512	52.2	42.1	
18	1,048	205,835.0	3,519.0	1.71	1.52	548	52.3	43.4	法改正 精神障害者算入
19	1,082	217,044.0	3,783.0	1.74	1.55	594	54.9	43.8	
20	1,076	216,871.0	3,881.0	1.79	1.59	596	55.4	44.9	
21	1,075	217,125.0	3,881.0	1.79	1.63	584	54.3	45.5	
22	1,090	220,047.0	4,089.5	1.86	1.68	587	53.9	47.0	法改正 納付金制度対象事業主拡大・障害者の雇用義務の短時間労働者への対象拡大、除外率制度(10%)の縮小(22年7月1日)
23	1,154	247,931.5	4,315.5	1.74	1.65	578	50.1	45.3	
24	1,171	250,613.5	4,566.0	1.82	1.69	583	49.8	46.8	
25	1,301	262,754.0	5,077.5	1.93	1.76	623	47.9	42.7	雇用率 2.0% (25年4月1日)
26	1,307	267,782.0	5,774.5	2.16	1.82	654	50.0	44.7	
27	1,326	271,012.5	6,202.5	2.29	1.88	680	51.3	47.2	
28	1,352	282,496.0	6,914.0	2.45	1.92	719	53.2	48.8	
29	1,348	287,748.0	7,264.0	2.52	1.97	751	55.7	50.0	
30	1,426	282,391.5	7,115.0	2.52	2.05	735	51.5	45.9	雇用率 2.2%・精神障害者の算定特例(30年4月1日)
令和元	1,484	292,770.5	7,172.0	2.45	2.11	783	52.8	48.0	
令和2	1,471	295,770.0	7,212.0	2.44	2.15	789	53.6	48.6	
令和3	1,563	293,246.5	7,439.0	2.54	2.20	798	51.1	47.0	雇用率 2.3% (3年3月1日)
令和4	1,531	292,003.0	7,404.5	2.54	2.25	831	54.3	48.3	
令和5	1,535	295,545.0	7,629.5	2.58	2.33	859	56.0	50.1	精神障害者の算定特例の延長
令和6	1,718	306,839.0	7,903.0	2.58	2.41	872	50.8	46.0	雇用率 2.5%・障害者の雇用義務の特定短時間労働者への対象拡大(6年4月1日)